

事務連絡
令和3年4月16日

管内港湾運送事業者 各位

神戸運輸監理部海事振興部貨物・港運課長

港湾運送事業報告規則の改正について（通知）

平素より国土交通行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、令和3年4月1日付けで港湾運送事業法報告規則が改正され、船舶積卸し実績報告書を除く報告書が、月単位から年度ごとの報告に変更になりました。

また、この改正に伴って、報告様式を一部変更していますので、確認願います。

<各種実績報告について>

貴社におかれましては、令和3年4月分以降の実績報告については、別紙の対象報告書のご提出をお願い致します。

また令和3年3月分までの毎月の実績報告については、令和2年度分の労働者数及び稼働実績報告書とともに、従来の様式で令和3年4月30日までに提出をお願い致します。

<事業概況報告について>

事業年度ごとに報告を頂いている事業概況報告書について、令和3年4月1日以降に開始した事業年度については新様式を、それ以前に開始した事業年度に係る事業概況報告書については、従来の様式を使用してください。

提出先は本社所在地を管轄する運輸局等（海事事務所を含む）となります。本社所在地において港湾運送事業を営んでいない場合は、港湾運送事業を営む主たる事務所を管轄する運輸局等が提出先となります。

新様式の電子版は、神戸運輸監理部ホームページの下記アドレスに掲載しております。

<https://www.tb.mlit.go.jp/kobe/sinseitetzuzuki/index.html>

メールでの提出も受け付けております

神戸運輸監理部 海事振興部 貨物・港運課
kbm-kamotsukoun-toukei@gxb.mlit.go.jp

問合せ先

港湾運送事業報告規則の改正について、不明な点があればご連絡下さい。

神戸運輸監理部 海事振興部 貨物・港運課（専門官 藪内、係長 青木）

TEL 078-321-3147（ダイヤル） FAX 078-321-7026